

○瑞浪市行政改革審議会規則

平成28年12月26日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市行政改革審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。